
事業所運営に係る留意事項

－令和4年度実地指導における主な指摘事項－

仙台市障害者支援課 指導係



目次

1. 令和4年度実地指導について

2. 令和4年度実地指導における主な指摘事項

3. よくある指摘事項事例集の活用

4. まとめ

5. 参考：各種資料のURL一覧

1. 令和4年度実地指導について

(1) 実地指導では、給付費を適正に請求するための基礎となる「指定基準」や「報酬算定基準」が遵守されていることを点検します。

(2) 令和4年度実地指導の実施期間

令和4年6月から令和5年2月（令和5年1月末現在）

※実地指導は、定期的に実施するほか、臨時的に事前通知を行わずに実施する場合があります。

2. 令和4年度実地指導における主な指摘事項

- (1) 虐待防止に係る取組みについて
- (2) 身体拘束等の適正化に係る取組みについて
- (3) 個別支援計画について
- (4) 欠席時対応加算について
- (5) 利用者に支払いを求める費用について
- (6) 他法令等の遵守について～居宅介護事業者等が行う有償旅客運送について～
- (7) 就労継続支援B型事業所における工賃の支払いについて

(1) 虐待防止に係る取組みについて

① 虐待防止委員会（令和4年度から義務化）が開催されていなかった。

●虐待防止委員会の役割は、虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待発生後の検証と再発防止策の検討の3つがあります。

●必ずしも事業所単位ではなく、法人単位での委員会設置も可能です。また、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えありません。

●虐待防止委員会の開催結果については、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるため、従業員に周知徹底を図ってください。

(1) 虐待防止に係る取組みについて

② 虐待の防止のための研修（令和4年度から義務化）が実施されていなかった。

- 研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、「虐待防止のための指針」を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図ってください。
- 定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要です。
- 研修の実施内容について記録することが必要です。なお、研修の実施は、事業所内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。

(2) 身体拘束等の適正化に係る取組みについて

① 身体拘束適正化検討委員会（令和4年度から義務化）が開催されていなかった。

●虐待防止委員会と同様、必ずしも事業所単位ではなく、法人単位での委員会設置も可能です。また、少なくとも1年に1回は開催することが望ましく、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えありません。

●身体拘束適正化検討委員会の開催結果については、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるため、従業員に周知徹底を図ってください。

(2) 身体拘束等の適正化に係る取組みについて

② 身体拘束等の適正化のための研修（令和4年度から義務化）が実施されていなかった。

- 研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所が作成した「身体拘束等の適正化のための指針」に基づき、身体拘束等の適正化の徹底を図ってください。
- 定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。
- 研修の実施内容について記録することが必要です。なお、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えありません。

(3) 個別支援計画について

① 利用開始後、3か月余りにわたり個別支援計画が作成されていなかった。また、個別支援計画の作成にかかる会議が開催されていなかった。

●利用開始後、3か月余りにわたって利用者の同意が得られていませんでした。利用者の同意がなければ個別支援計画の作成を完了したことにはなりません。

●サービス管理責任者は、個別支援計画の作成にかかる会議を開催し、原案の内容に意見を求めるとともに、その結果に基づき作成した計画案の内容について、速やかに利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければなりません。

(3) 個別支援計画について

② アセスメントの記録が作成されていなかった。

- サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たり、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければなりません。
- また、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない、この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 上記アセスメントが適切に行われている記録が確認できない場合、指摘させていただくことがあります。

(3) 個別支援計画について

③ 算定している加算について、個別支援計画に位置付けされていなかった。

● 個別支援計画への位置づけが必要となる加算と、算定可能なサービス種別の例は下記の通りです。加算を算定される際には、必ず算定要件を確認してください。

個別支援計画への位置づけが必要となる加算（例）	算定可能なサービス種別（例）
入院時支援特別加算	施設入所支援・宿泊型自立訓練・共同生活援助 他
長期入院時支援特別加算	宿泊型自立訓練・共同生活援助 他
地域生活移行個別支援特別加算	施設入所支援・宿泊型自立訓練・共同生活援助 他
夜間支援等体制加算（I）	宿泊型自立訓練・共同生活援助 他

(4) 欠席時対応加算について

① 欠席連絡の記録が残されていなかった。

●欠席時対応加算は、急病等により「予め利用の予定があった日」の前々日、前日又は当日に欠席の連絡があり、かつ欠席に際しての相談援助を行った場合に算定が可能です。欠席の連絡をいつ受けたかを記録してください。

② 利用者に対して行った相談援助の内容等が記録されていなかった。

●必ず相談援助の内容を記録してください。

(5) 利用者に支払いを求める費用について

① 利用者に領収証を交付していなかった。

●利用者から支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者へ交付しなければなりません。

② 食費、光熱水費等利用者に支払いを求める金銭について、実費相当額であることがわかる書類が整備されていなかった。

●食事の提供に要する費用としては、食材料費及び調理等に係る費用（共同生活援助、低所得者については食材料費のみ）、光熱水費としては光熱水費に相当する額、と定められています。その額を設定した根拠書類は保存しておいてください。

(5) 利用者に支払いを求める費用について

③ 利用者に支払いを求める費用について、あらかじめ説明を行い、同意を得ていなかった。

- あらかじめ利用者に対し、サービスの内容及び費用の説明を行い、利用者の同意を得てください。
- また、その際には、文書等にてサービスの内容及び費用の説明を行ったことの記録を残していただくとともに、利用者からは署名等による同意を得てください。

(6) 他法令等の遵守について

～居宅介護事業者等が行う有償旅客運送について～

① 同行援護サービスの提供に際し、道路運送法上の許可又は登録を受けずに、自家用自動車を使用して、サービスに連続した利用者の移送を行っていた。

●従業者が運転する事業者所有の車に、利用者を乗せてサービスに連続した利用者の移送を行う場合、道路運送法上の許可又は登録を受けずに行うと、違法となり、その支援の前後も含めたサービス提供については、給付費を請求できません。

●許可・登録の要否、手続きについては運輸局に相談してください。

(7) 就労継続支援B型事業所における工賃の支払いについて

① 就労継続支援B型事業において、利用者に生産活動に係る事業の収入を上回る工賃を支払っていた。

●就労継続支援B型事業者は、他の、利用者が生産活動を行っているサービスと同様、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければなりません。

●また、利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は3,000円を下回ってははいけません。

●まず、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について（平成25年1月15日社援発0115第1号）や、「就労支援事業会計の運用ガイドライン」を参考に、適切に会計処理を行ってください。

3. よくある指摘事項事例集の活用

(1) 資料の紹介

(2) 掲載内容

(3) 本文の構成

(4) 掲載事例

(5) 別冊「利用者に求めることのできる金銭」

(1) 資料の紹介

よりよい支援のために「よくある指摘事項事例集」をご活用ください

ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 障害福祉サービス > 指定障害福祉サービス事業者等の実地指導

指定障害福祉サービス事業者等の実地指導

障害者総合支援法及び児童福祉法等の規定により、指定障害福祉サービス事業者等に対し、実地で指導を行っております。

原則として実地指導日の3週間前までに通知を送付しますが、必要に応じて事前に通知を送付しない場合がありますので、ご承知ください。

事前提出書類

令和2年度より事前提出資料を以下のとおり簡素化いたします。

実施通知が届いた事業所におかれましては、通知に記載している提出期限までにご提出ください。

- 最新の勤務形態一覧表
- 最新の利用者名簿

当日準備物

実地指導のために新たに作成していただく資料はございません。お持ちしている記録等の書類を確認いたします。

よくある指摘事項事例集

自主点検の参考にご利用ください。

- よくある指摘事項事例集 (令和2年3月版)

よくある指摘事項事例集



(仙台市ホームページ内の掲載場所)

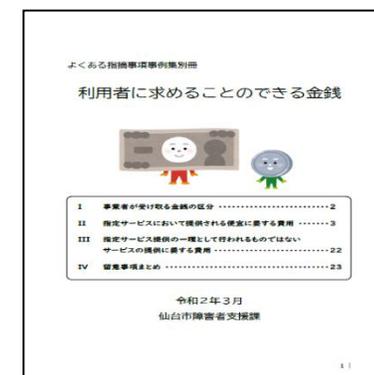
事業者向け情報

> 福祉・医療

> 福祉

> 障害福祉サービス

> 指定障害福祉サービス事業者等の実地指導



(2) 掲載内容 (令和2年3月版)

- －はじめに (重要) －記録について
- 1 欠席時対応加算
- 2 夜間支援等体制加算
- 3 日中支援加算
- 4 計画相談支援費及び障害児相談支援費
- 5 虐待の防止のための措置
- 6 サービス提供実績記録票
- 7 支援の記録 (ケース記録等)
- 8 利用者に支払いを求める金銭
- 9 法定代理受領通知
- 10 個別支援計画、居宅介護計画
- 11 会計の区分
- 12 掲示物
- 13 施設外就労・施設外支援
- 付録 根拠法の調べ方

(3) 本文の構成

5 虐待の防止のための措置

5 虐待の防止のための措置

【よくある事例】

- 虐待防止に係るマニュアルが整備されていない。
- 従業員にしか虐待防止に係る研修が実施されていない。
- の通報が必ず管理者を経由するフローとなっている。
- ず身体拘束を行う場合の手続きが適切に行われていない。

【対象となるサービスを表示しています】

【上に事例、下に注意点をまとめています】

【次のページへ続きます】

【参考】
《法律》
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

《基準等》

《指定基準》 基準法令	サービス	《身体拘束廃止未実施減算》 留意事項通知
平 18.9.29 厚生令第 171 号	居宅介護	平 18.10.31 障害第 1031001 号 第一の 1 (12)
	重度訪問介護	
	同行援護	
	行動援護	
	療養介護	
	生活介護	
	短期入所	
	重症障害者等包括支援	
	自立支援(機能訓練)	
	自立支援(生活訓練)	
平 18.9.29 厚生令第 172 号	第 3 条	平 18.10.31 障害第 1031001 号 第一の 1 (12)
	就労移行支援	
	就労継続支援 A 型	
	就労定着支援	
平 18.9.29 厚生令第 172 号	第 3 条	平 18.10.31 障害第 1031001 号 第一の 1 (12)
	第 2 条	
	第 2 条	
平 24.2.3 厚生令第 15 号	第 3 条	平 24.3.30 障害 0330 第 16 号 第一の 1 (9)
	児童発達支援	
	医療型児童発達支援	
	放課後等デイサービス	
平 24.2.3 厚生令第 16 号	第 3 条	平 24.3.13 厚生令第 29 号
	第 2 条	

《手引き》
障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（平成 30 年 6 月）
【厚生労働省ホームページ掲載場所】
ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 >
障害者虐待防止法が施行されました > 通知・関連資料等 >
障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従事者向けマニュアル)(平成30年6月)

根拠となる法令や参考となる手引きについてまとめています

(4) 掲載事例 (記録について)

<よくある事例>

- ・ 所内で定期的に研修を実施しているが、実施結果を記録していない
- ・ 避難訓練を実施しているが、実施結果を記録していない

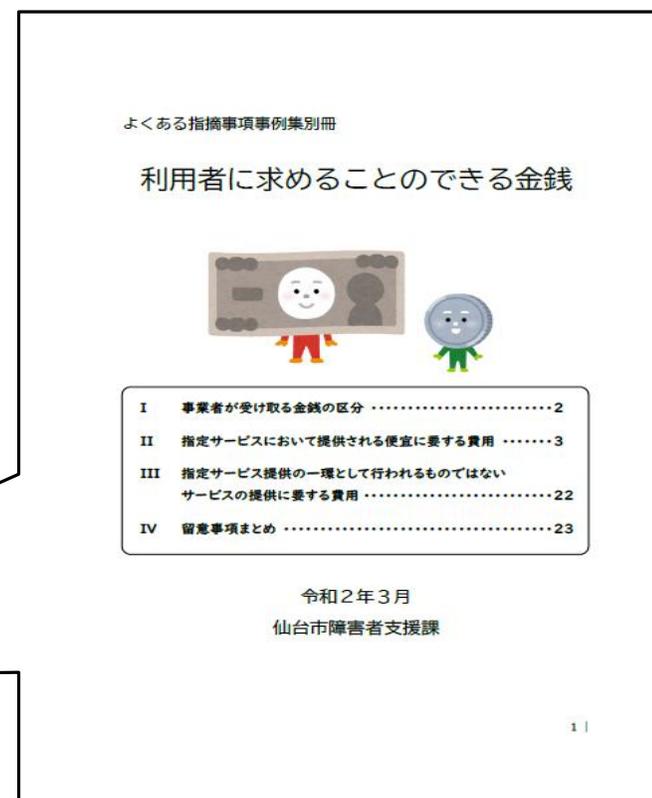
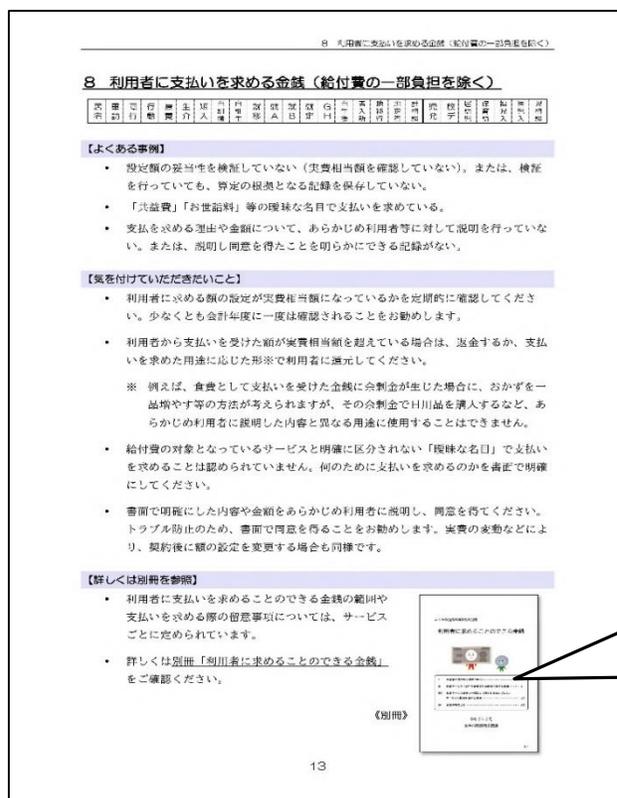
<気を付けていただきたいこと>

- ・ 適切な支援を行い、適正に運営を行っていても、行ったことの記録がなければ「行っていない」ことになりかねません
- ・ 「記録すること」は、非常に重要な業務の一部です
- ・ 全ての記録は、5年間保存してください

(追記) 保存する記録には、新型コロナウイルス関連の各種記録も含まれます

(5) 別冊「利用者に求めることのできる金銭」

別冊にてより詳しく解説しております。併せてご参照ください



3. よくある指摘事項事例集の活用

(共同生活援助事業者のみ対象)

ご質問の多い共同生活援助における利用者負担額等の受領にかかる取扱いにつきまして、令和2年11月9日付で通知いたしました。

通知文は仙台市ホームページにも掲載しておりますので、改めてご確認をお願いいたします。

共同生活援助に関する通知等

仙台市からの通知

平成30年10月18日障害者支援課長通知

PDF 共同生活住居の追加・廃止に係る変更届の取扱いについて (PDF: 152KB)

平成30年11月21日障害者支援課長通知

PDF 共同生活援助における体験利用に係る取扱いについて (PDF: 160KB)

Word 【別添資料1】グループホーム体験利用申請書 (ワード: 35KB)

Word 【別添資料2】グループホーム体験利用確認連絡票 (ワード: 42KB)

令和2年11月9日障害者支援課長通知

PDF 共同生活援助における利用者負担額等の受領にかかる取扱いについて (PDF: 549KB)

PDF 別紙 共同生活援助における利用者負担額等の受領にかかる取扱いについて (令和2年11月仙台市障害者支援課) (PDF: 1,094KB)

PDF 別添資料 よくある指摘事項事例集別冊「利用者に求めることのできる金銭」(令和2年3月仙台市障害者支援課) (PDF: 2,354KB)

(仙台市ホームページ内の掲載場所)

事業者向け情報

> 福祉・医療

> 福祉

> 障害福祉サービス

> 共同生活援助に関する通知等



4. ま と め

- 指定を受けた事業者には、指定基準を遵守する義務があります。まず指定基準をしっかりと確認しましょう。
- 集団指導の資料、よくある指摘事項事例集を活用し、適切に事業所運営ができているか、確認（自主点検）しましょう。
- 適切な運営を行うことが、利用者のためのよりよい支援につながります。

5. 参考：各種資料のURL一覧

スライド14

厚生労働省からの通知等（リンク先一覧）

<https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/tsuuchi.html>



スライド21

よくある指摘事項事例集

<https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/shidokansa/jittishido.html>



スライド26

共同生活援助に関する通知等

<https://www.city.sendai.jp/shisetsushien/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/joho/gh.html>

